

広島県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原本郷線	三原市高坂町真良一二四一番七地先から 三原市高坂町真良字半迫谷一〇一二四番一地先まで	令和三年三月二日